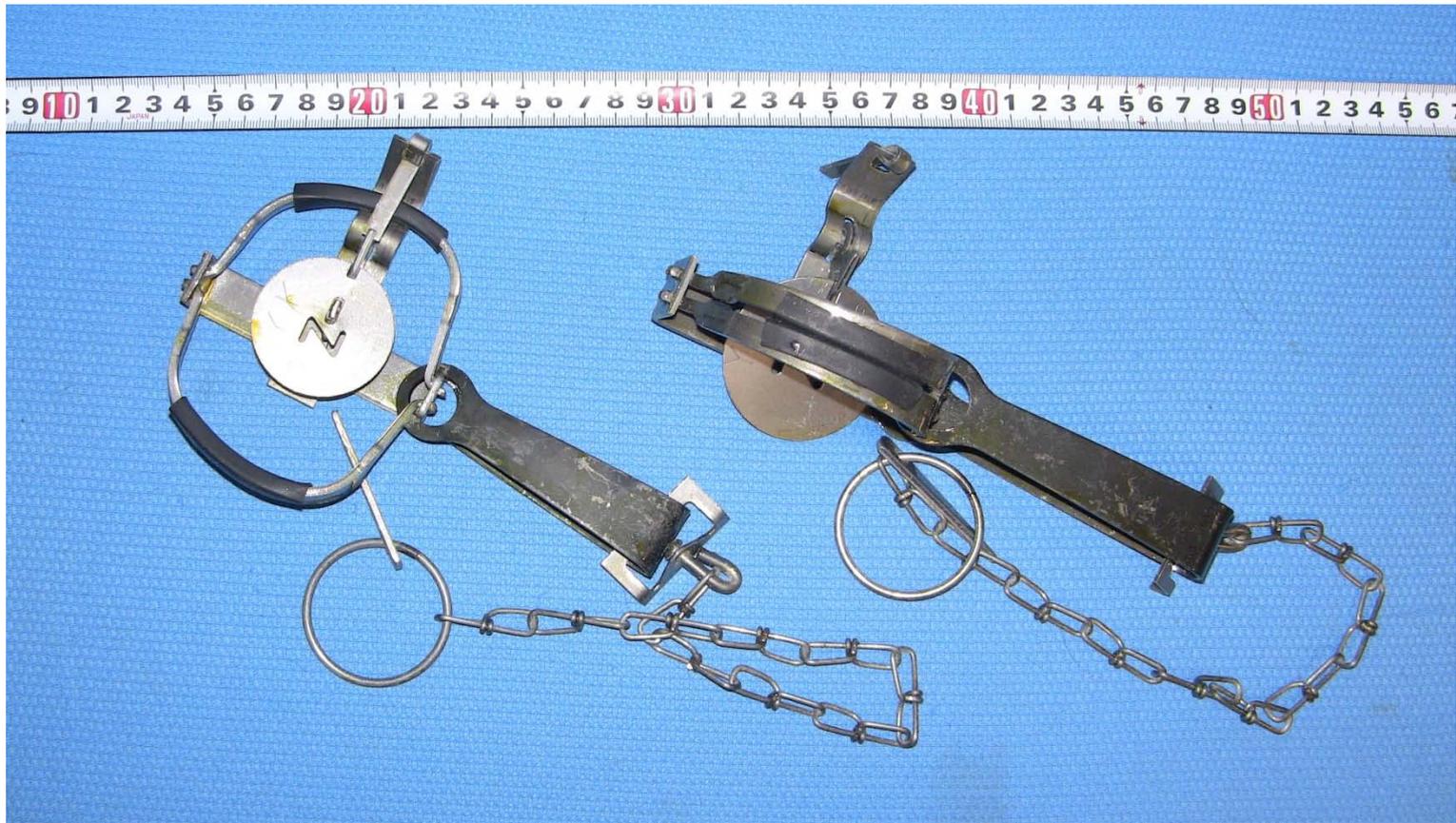




# 群馬県における トラバサミによる動物の被害について



**トラバサミとは、金属性のわなで、獣類の通路またはその付近に設置し、獣類がこれを踏んだときに支点がはずれ、つよいバネの力で獣類の身体の一部をはさんで捕獲する装置である。  
(鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律より)**

# ウサギの症例 ワナを引きずった状態で路上で保護



写真提供：中村孝好先生

# 現在の猟具としてのトラバサミの位置付け (鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律)

- ・以前は環境大臣が定める猟具(法定猟具)の一つ  
ただし、鋸歯のあるトラバサミ又はワナを開いた状態における内径の最大長が12cm以上のトラバサミは使用禁止。
- ・甲種猟具の標識  
使用する猟具に住所・氏名・免許番号を金属製又はプラスチック製の標識の装着義務。
- ・有害鳥獣捕獲  
使用する猟具に住所・氏名・対象動物・捕獲目的・許可の期間を表示する義務。
- ・2007(平成19年)年4月16日 鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律改正  
**禁止猟法**に指定(ただし農林業被害・学術調査では許可申請により使用できる)。  
**群馬県**では、有害捕獲・学術捕獲においての使用を**許可しない**こととしている。  
特定猟具(所持・販売・頒布の禁止)ではないので**販売・所持は可能**。

# トラバサミに関するアンケート調査

## 1.事故症例について

- ・平成19年度以前の症例はございますか？
  - … ある ない 不明
- ・あるとお答え頂いた方に質問です。  
症例の動物種は何ですか？
  - … 犬 猫 その他( )
  - 症例数は何件ですか？
    - … 犬( 件) 猫( 件) その( 件)
- ・平成19年度以降の症例はございますか？
  - … ある ない 不明
- ・あるとお答え頂いた方に質問です。  
症例の動物種は何ですか？
  - … 犬 猫 その他( )
  - 症例数は何件ですか？
    - … 犬( 件) 猫( 件) その他( 件)
- ・事故防止キャンペーン等に症例の写真等を提供いただけますか？
  - … はい いいえ

はいとお答え頂いた方は、お名前をお聞かせ下さい。(

先生)

## 2.トラバサミの販売状況について

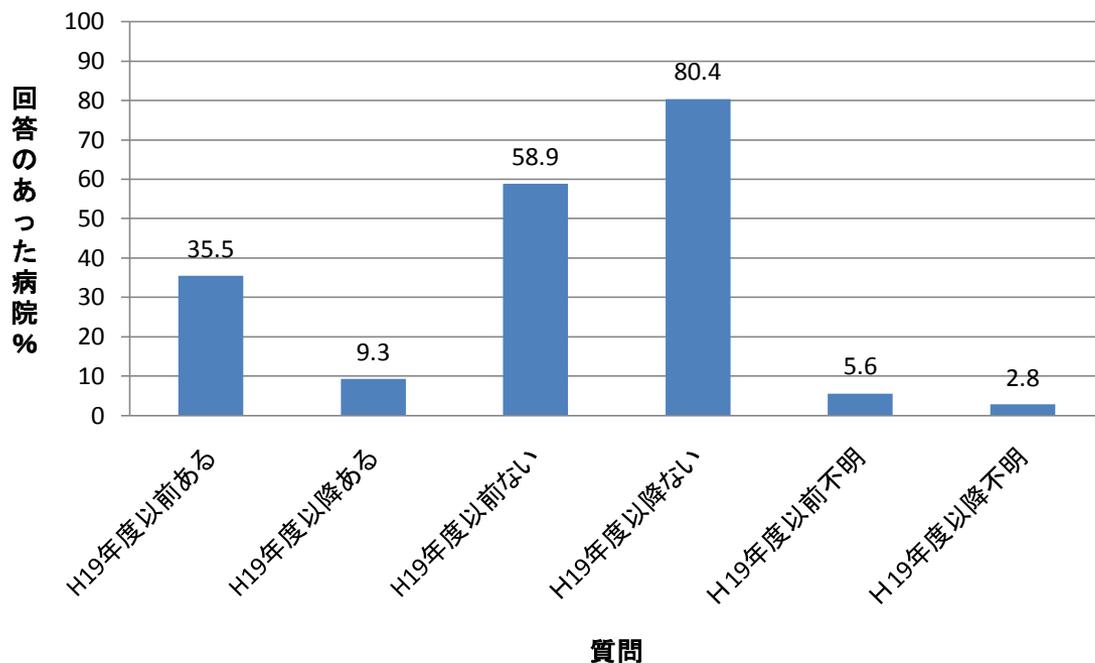
- ・平成19年度以前にトラバサミが販売されていた事を知っている
  - ・・・ はい いいえ
- ・はいとお答え頂いた方に質問です。  
販売店はどこでしたか？
  - ・・・( ) 覚えていない
- ・平成19年度以降にトラバサミが販売されているのを目撃した
  - ・・・ はい いいえ
- ・はいとお答え頂いた方に質問です。  
販売店はどこでしたか？
  - ・・・( ) 覚えていない

以上です。ご協力感謝申し上げます。

# 【アンケート調査の回答集計結果のポイント】

1. 平成19年以前のトラバサミによる負傷動物の診療は35.5%の会員病院であった。
2. トラバサミ使用が禁止された平成19年以降、事故に遭う動物は減少しているものの、9.3%の会員病院がトラバサミによる負傷動物の診療にあたっており、いまだに違法な使用が続いている事が明らかとなった。

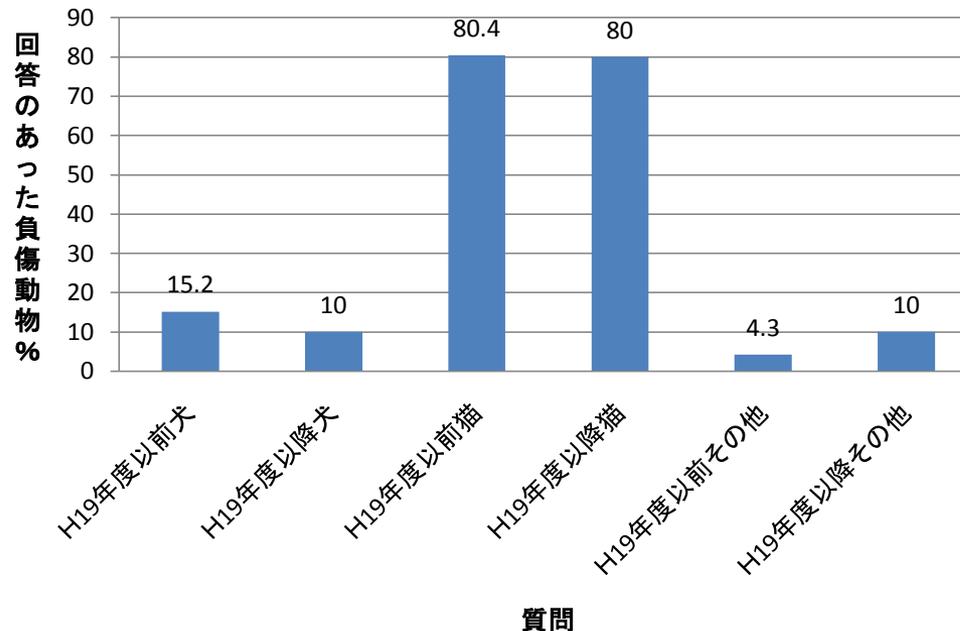
図.1トラバサミによる負傷動物の有無



# 【アンケート調査の回答集計結果のポイント】

3. 負傷動物は、約80%が猫であったが、トラバサミに前足を挟まれたまま路上で救護されたウサギも1例あった。

図.2トラバサミによる負傷動物数の割合

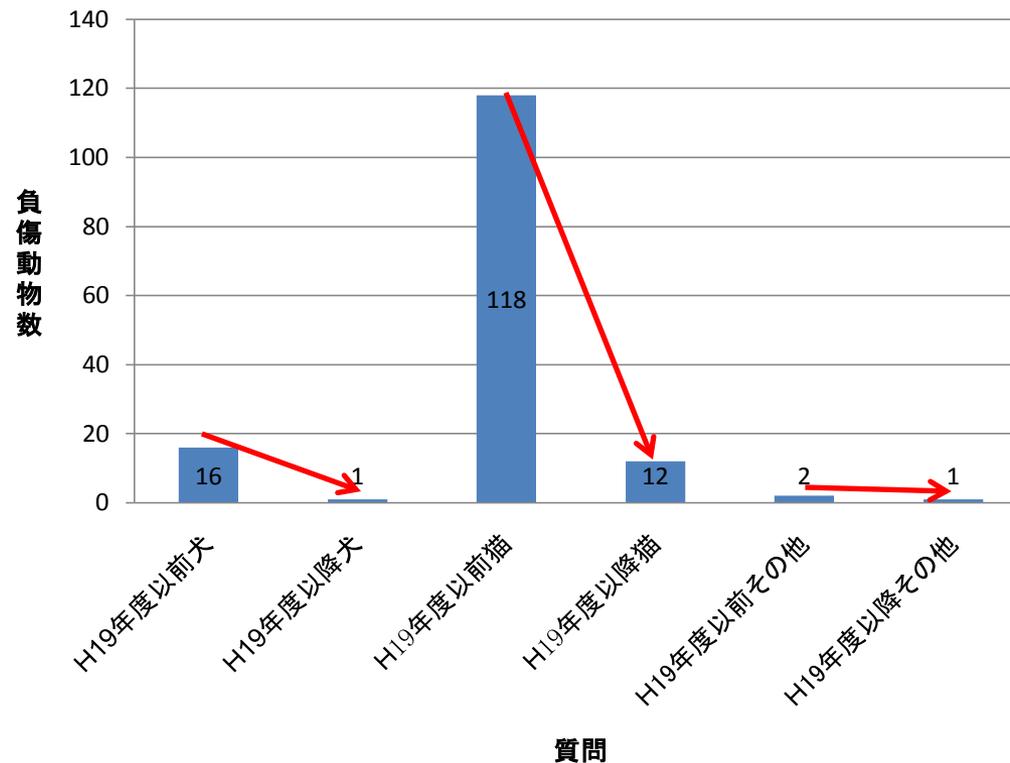


# 【アンケート調査の回答集計結果のポイント】

## 注意点

H19年度以前の症例数とH19年度以降の症例数は、時間軸のスケールが異なるので、単純に比較できない。今後継続して統計する必要がある。

図.3トラバサミによる負傷動物数の変化

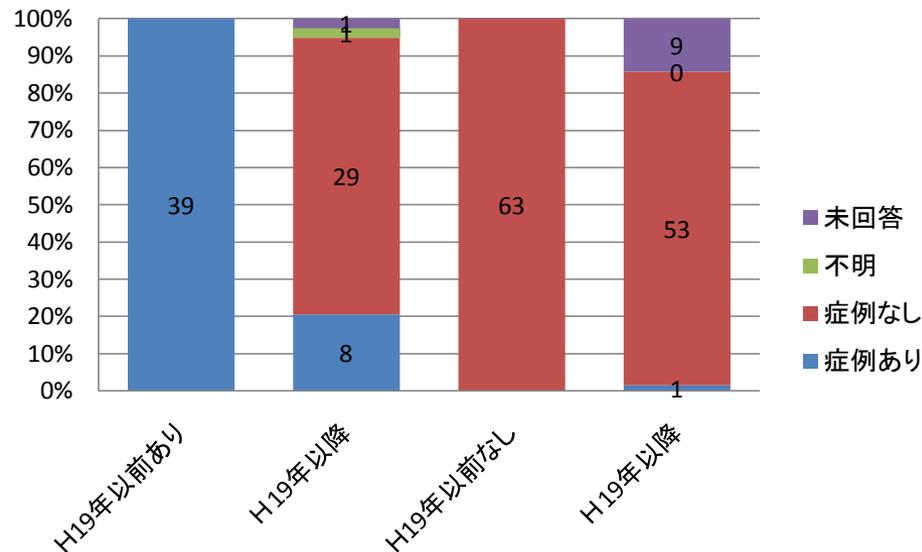


# 【アンケート調査の回答集計結果のポイント】

H19年以前に症例のあった病院となかった病院を分けて集計。

1. 症例のあった病院はH19年以降も20.5%の病院でトラバサミによる負傷動物の診療にあたっている。
2. 症例のなかった病院では、H19年度以降も症例は少ない。  
(1.6%の病院のみ)

各病院における症例数の遷移





## 猫の疾病統計(1994～2007年.多摩獣医臨床研究会より)

第1位 猫による外傷 .....9.76%

第2位 猫伝染性鼻気管炎(ヘルペスウイルス感染症)6.84%

・  
・  
・

第10位 物理的な外傷 .....1.9%

・  
・  
・

その他の外傷(交通事故・骨折など)の合計.....1.75%

一方、群馬県内では1年間に約6,000頭の交通事故死した猫の遺体が回収されている

# 猫に対する屋外に潜む様々な危険

(屋内飼育でリスクはゼロに近づくが…)

- 1.猫による外傷 ←縄張りを守る行動  
(去勢・避妊手術でリスク低減)
- 2.猫伝染性鼻気管炎←ウイルス感染症  
(ワクチンで予防可能)
- 3.外傷  
トラバサミによる外傷←狩り行動・食欲と関連  
(トラバサミの排除でリスクゼロ)  
←動物虐待  
(トラバサミの排除でリスクゼロ  
適正飼育の普及でリスク低減)  
交通事故による外傷←行動圏と道路網の関係  
(去勢・避妊手術でリスク低減?)

# 動物に被害を及ぼすトラバサミの危険性について

- ・過去（H19年以前）

累計で136頭（犬：16頭、猫：118頭、タヌキ：2頭）

- ・現在（H19年以降）

3年間で14頭（犬：1頭、猫：12頭、ウサギ：1頭）→  
猫は4頭/年負傷している。

- ・未来

リスクゼロを目指す対策推進が不可欠。

トラバサミによる動物の被害はリスクゼロに出来るのにリスクを許容して対策を立てるのは受け入れられない。

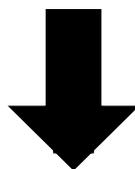
# 【必要と考えられる対策】

## 1.トラバサミの排除

**根拠：法律で無許可の使用が禁止されている。**

**必要な有害鳥獣捕獲であっても、処分される動物には苦痛を与えずに適正に安楽死する必要がある。**

**トラバサミにはさまれたまま路上で保護される動物は有ってはならない。**



- ・**トラバサミ使用禁止の周知徹底**
- ・**所持しているトラバサミの廃棄または回収**
- ・**不慮の事故を起こさない有害鳥獣捕獲方法の普及**

# 【必要と考えられる対策】

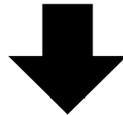
## 2.猫の適正飼育の普及啓発

根拠:屋外を自由に活動できる猫を不慮の事故から守ると同時に猫とその飼い主の不利益を回避することはできない。

また、屋外を自由に活動する猫による被害が動物虐待の動機の一つになっている可能性がある。

トラバサミの他にも多岐にわたる不慮の事故により診療を受ける猫は飼い主不明である事が多い。

県内では、年間7,000頭の猫が交通事故で死亡している。  
猫の処分頭数は依然として高いまま推移している。



・猫の室内飼育の普及啓発

・去勢・避妊手術の普及啓発

・マイクロチップ・迷子札等、所有者明示の普及啓発